

市街地開発事業等の取組について

無電柱化法第12条に基づく電柱の設置抑制の取組

○無電柱化の推進に関する法律 第12条
道路事業や市街地開発事業等が実施される場合には、電柱又は電線を道路上において新たに設置しないようにする



○道路法施行規則（平成31年4月1日改正）
道路事業や市街地開発事業等の実施に際し、技術上困難と認められる場所以外は新たな電柱設置を抑制



○事業別の運用について、道路管理者、地方公共団体等に通知を発出
（土地区画整理事業等及び開発行為については、令和2年3月に道路事業に準じた通知を発出）

道路事業

R1.9

土地区画整理事業等

R2.3

開発行為

R2.3

直轄国道42kmについて、
電線管理者へ通知済み



他の道路へも展開

市街地開発事業等による整備予定路線について、都市計画決定時などの早い段階で電線管理者へ通知するよう、施行者・開発事業者への指導を徹底

【技術上困難と認められる場所】

- ・掘削の深さが浅い箇所
- ・延長が無電柱化するには短い箇所
- ・工事着手の2年前までに通知されていない箇所（電線管理者の予算の確保、設計等の準備期間）
- ・構造その他の事情に照らし技術上困難と認められる場所（道路の幅員が著しく狭い、既設埋設占用物件が多数など）

市街地開発事業等における無電柱化に対しては、街路整備への補助に加え、まちづくり関連の補助制度においても幅広い支援メニューを用意

《補助制度の概要》

● 街路整備への補助

(無電柱化推進計画事業、社会資本整備総合交付金)

- ・主として都市計画道路における電線共同溝方式の無電柱化を支援。
- ・令和3年度予算において、組合施行の土地区画整理事業等に補助対象を拡充予定(※)

(※) 無電柱化推進計画事業

● まちづくりへの補助

(都市構造再編集集中支援事業、社会資本整備総合交付金)

- ・主として生活道路(区画道路)における様々な方式(※)の無電柱化を支援
- ・民間事業者に対しては、地方公共団体からの間接補助が可能

(※) 電線共同溝方式、自治体管路方式、要請者負担方式、裏配線・軒下配線など

様々な事業において、まちづくりの目的に応じた質の高い市街地整備のために無電柱化を推進

《都市の顔となる拠点形成》

駅周辺等の土地区画整理事業において、都市の顔となる目貫き通りの無電柱化を実施



熊本駅前西土地区画整理事業
(熊本県熊本市)



大分駅前南土地区画整理事業
(大分県大分市)

《都市の有効高度利用》

市街地再開発事業による市街地更新において無電柱化を実施



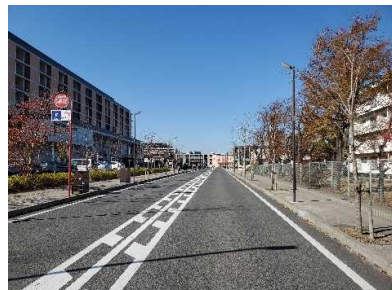
三田駅前Bブロック地区
第一種市街地再開発事業
(兵庫県三田市)



守山銀座ビル地区
第一種市街地再開発事業
(滋賀県守山市)

《都市内幹線道路の整備》

土地区画整理事業等による都市計画道路の整備において、無電柱化を実施



城野駅北土地区画整理事業
(福岡県北九州市)



福井駅周辺土地区画整理事業
(福井県福井市)

《付加価値の高い住宅地の形成》

付加価値の高い住宅地整備を図る面整備において無電柱化を実施

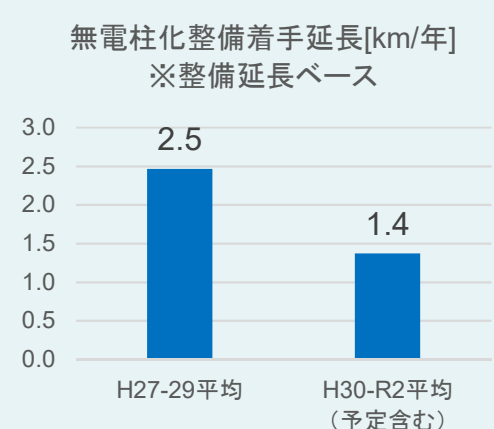
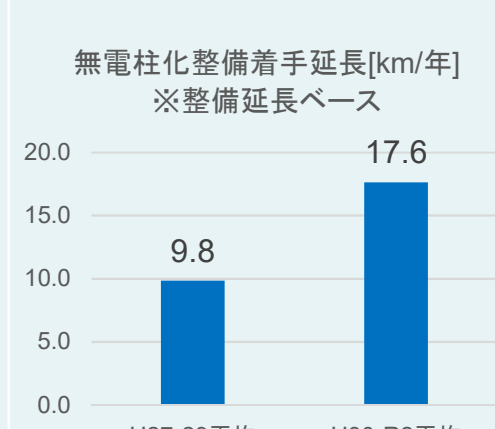
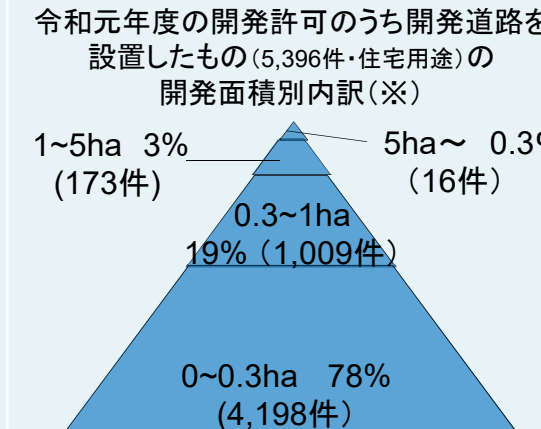


朝霞リードタウン
(埼玉県朝霞市)



守谷市松並土地区画整理事業
(茨城県守谷市)

- 再開発では、施行中地区の約9割が無電柱化を実施しており、引き続き取組を推進
- 区画整理の無電柱化は施行中地区の約2割であり、取組地区の拡大が課題
- 開発行為は、地区の大多数を占める民間小規模事業への対応が課題

| | 市街地再開発事業 | 土地区画整理事業 | 開発行為 |
|-----------------|--|--|--|
| 新設延長km (年間) | 約5km/年(推計) | 約115km/年 幹線道路15km/年、生活道路100km/年 | 約435km/年(推計) うち電柱2本程度の短い道路 340km |
| 取組地区数 (令和元年) | 40地区 (施行中地区の約9割) | 245地区 (施行中地区の約2割) | 令和元年事業 :15件 |
| | <p>無電柱化整備着手延長[km/年] ※整備延長ベース</p>  <p>※H27-29,H30-R2とも、約9割の地区で無電柱化。 ※H27-29は特異値(特に整備延長の長い地区)あり。</p> | <p>無電柱化整備着手延長[km/年] ※整備延長ベース</p>  | <p>令和元年度の開発許可のうち開発道路を設置したもの(5,396件・住宅用途)の開発面積別内訳(※)</p>  <p>※全開発許可権者(593団体)を対象としたアンケート調査結果(速報値)等より推計</p> |

試算によると、市街地開発事業等に伴い年間1万5千本程度の電柱が増加しており、一層の取組強化が必要

市街地開発事業等における無電柱化の取組の拡大に向け、**様々な施策を複合的に展開**

優先的に無電柱化を推進する地区

大街区・大規模建築物
都市の拠点地区
幹線道路
好立地・好条件の住宅地



地区の拡大に向け積極的に推進

無電柱化推進上課題がある地区

小街区、小規模宅地
住宅系市街地
生活道路
一般的な住宅地



整備コスト、時間コストの縮減に向けて取り組み

- 整備コストの減：多様な整備手法、低コスト手法の導入
- 時間コストの減：導入手法、関係者協議等のシステム化



施策の展開

| | 取組の内容 |
|--------------|--|
| 周知・指導の徹底と横展開 | <ul style="list-style-type: none"> ● 電線管理者への通知などの措置の徹底 ● 円滑な合意形成プロセスやコスト縮減方策を検討し、地方公共団体等へ普及 ● あらゆる機会（事業認可や開発許可の事前相談時など）を捉え、事業者等による無電柱化の検討の実施を徹底 |
| 支援の重点化や更なる充実 | <ul style="list-style-type: none"> ● 各種補助制度による支援（組合区画整理等についてR3拡充予定） ● 無電柱化する計画・地区への支援の重点化 |
| 制度的措置等の検討 | <ul style="list-style-type: none"> ● 景観法を活用した地区の無電柱化の推進 ● 新たな託送料金制度の運用にあたり必要な無電柱化については確実に実施されるよう、関係省庁が連携して対応 |